

旧資金運用部資金
 旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金

補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

注 □にレを付けること。

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：阿智村水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和30年3月31日	地方公営企業法の適用・非適用	□適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	阿智村	職員数* (H19. 4. 1現在)	1
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合には、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	(H18年度) 263.5円	公営企業債現在高 (百万円)	(H18年度) 2,073
累積欠損金 (百万円)	0 (年度)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	(H18年度) 157
不良債務 (百万円)	0 (年度)	財政力指数*	(H18) 阿智村0.246 清内路村0.083
資金不足比率 (%)	0 (年度)	実質公債費比率* (%)	(H19) 阿智村 16.0 清内路村 25.7
		経常収支比率* (%)	(H18) 阿智村 3.8 清内路村 12.6

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを入力すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年1月1日 合併前市町村：阿智村・浪合村] 阿智村簡易水道特別会計と浪合村水道事業特別会計を合併と同時に統合する [合併期日：平成21年4月1日 合併前市町村：阿智村・清内路村] 阿智村簡易水道特別会計と清内路村簡易水道事業特別会計を合併と同時に統合する

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	阿智村水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	阿智村長 岡庭一雄
既存計画との関係	阿智村水道事業高料金対策基本方針
公表の方法等	議会への説明（平成19年12月）ホームページ・広報誌
基本方針	料金水準の適正化・維持管理費のコスト節減・繰上償還による経費の軽減・経営健全化に向けての情報の公開

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

基本的事項(つづき)

5 繰上償還希望額等

(単位:百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	40	108	287	435
	補償金免除額	8	17	57	82
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として()書きで記入すること(以下、6において同じ。)

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成19年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債	40,542	107,713	286,181	434,436
合 計 (A)		40,542	107,713	286,181	434,436
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)		0	0		0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		40,542	107,713	286,181	434,436

【旧簡易生命保険資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「上記のうち一般会計負担分」は、繰出基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	平成20年3月末現在給水人口6,466人で普及率89.5%行政区域内人口の普及率は97.8%である。本村は、地形が起伏に富んでおり集落も点在しており施設建設費がかかり、平成19年度末起債残高が10.1億円を超えているのが現状である。本村には、昼神温泉郷があり水道会計はこれらの大口需要者の料金収入に支えられている。(料金収入の約5割を占めている。)この為経済の低迷による誘客数の減少等により大きな影響を受けてしまう。起債の償還のためには一般会計からの繰入が必要である。高齢化率28.8%という状況の中高齢者世帯等の未接続により普及率97.8%となっている。浪合地区の料金体系については、合併協議会において平成22年度に料金を統一することが決まっており現在は旧浪合村の料金体系となっている。また平成21年3月31日に合併した清内路は、昭和30年に下清内路簡易水道、昭和52年に上清内路簡易水道が完成し、それぞれ給水していましたが平成10年から農業集落排水事業の整備が始まり水需要量の増加と既存水源の水質悪化も重なり同年より統合簡易水道事業が進められ平成15年に供用開始されました。現在の普及率90.8%有収率72.5%施設利用率62.6%となっている。清内路地区の料金体系については、合併と同時に統一する。				
経営課題	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">課 題</td> <td>料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">料金水準は、近隣市町村に比べてもほぼ平均的な水準である。経営健全化の為には料金改定を検討する必要があるが料金収入の5割以上を占める大口需要者(昼神温泉や工場等)の景気低迷による経営状況も把握する中で慎重に改正を行うことが必要である。</td> </tr> </table>	課 題	料金水準の適正化	料金水準は、近隣市町村に比べてもほぼ平均的な水準である。経営健全化の為には料金改定を検討する必要があるが料金収入の5割以上を占める大口需要者(昼神温泉や工場等)の景気低迷による経営状況も把握する中で慎重に改正を行うことが必要である。	
	課 題	料金水準の適正化			
	料金水準は、近隣市町村に比べてもほぼ平均的な水準である。経営健全化の為には料金改定を検討する必要があるが料金収入の5割以上を占める大口需要者(昼神温泉や工場等)の景気低迷による経営状況も把握する中で慎重に改正を行うことが必要である。				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">課 題</td> <td>施設の修繕</td> </tr> <tr> <td colspan="2">浄水場等建設後20年を経過し施設・機器等の老朽化が見られ、これらの施設の修繕・機器の更新を計画的に行っていく必要がある。</td> </tr> </table>	課 題	施設の修繕	浄水場等建設後20年を経過し施設・機器等の老朽化が見られ、これらの施設の修繕・機器の更新を計画的に行っていく必要がある。	
	課 題	施設の修繕			
浄水場等建設後20年を経過し施設・機器等の老朽化が見られ、これらの施設の修繕・機器の更新を計画的に行っていく必要がある。					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">課 題</td> <td>料金未収金の収納率の向上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">収納率は、平成19年度実績で97.0%で450万円の未収金が発生している。未収金対策により収納率の向上をはかる。</td> </tr> </table>	課 題	料金未収金の収納率の向上	収納率は、平成19年度実績で97.0%で450万円の未収金が発生している。未収金対策により収納率の向上をはかる。		
課 題	料金未収金の収納率の向上				
収納率は、平成19年度実績で97.0%で450万円の未収金が発生している。未収金対策により収納率の向上をはかる。					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">課 題</td> <td>料金収入の増</td> </tr> <tr> <td colspan="2">料金収入増のため企業誘致を進めている。また水道未接続世帯への加入促進を進め普及率の向上及び料金収入の増を図る。</td> </tr> </table>	課 題	料金収入の増	料金収入増のため企業誘致を進めている。また水道未接続世帯への加入促進を進め普及率の向上及び料金収入の増を図る。		
課 題	料金収入の増				
料金収入増のため企業誘致を進めている。また水道未接続世帯への加入促進を進め普及率の向上及び料金収入の増を図る。					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">課 題</td> <td></td> </tr> </table>	課 題				
課 題					
留意事項	起債の償還については、起債償還のピークは過ぎているが高額な償還が残っている。				

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業）

（ 1 ）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)		
区 分													
収 益 的 収 支	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	224	221	215	209	219	219	193	183	187	185	
		(1) 営 業 収 益 (B)	167	169	166	166	161	163	168	180	185	185	
		ア 料 金 収 入	165	167	164	164	160	162	162	179	184	184	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	
		(2) 営 業 外 収 益	56	51	49	43	58	56	26	3	2	0	
		ア 他 会 計 繰 入 金	56	51	49	43	58	56	26	3	2	0	
	イ そ の 他												
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	151	153	156	151	126	122	92	80	77	73	
		(1) 営 業 費 用	46	50	57	59	42	41	38	36	36	36	
		ア 職 員 給 与 費	10	8	8	8	6	6	6	6	6	6	
		うち 退 職 手 当											
		イ そ の 他	36	42	49	50	36	35	32	30	30	30	
		(2) 営 業 外 費 用	105	103	99	92	84	81	55	45	40	37	
		ア 支 払 利 息	99	97	92	87	80	74	48	38	33	30	
うち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他	6	6	7	5	4	7	7	7	7	7			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	73	68	59	58	93	97	101	103	110	112			
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	587	73	61	83	127	383	132	82	59	62	
		(1) 地 方 債	325										
		(2) 他 会 計 補 助 金	67	71	59	82	118	260	131	76	50	51	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	183							5	8	10	
		(6) 工 事 負 担 金	7	1									
	(7) そ の 他	5	1	2	1	9	123	1	1	1	1		
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	646	132	123	146	215	480	233	162	128	132	
		(1) 建 設 改 良 費	535	11	1	3	16	36	8	15	24	30	
		うち 職 員 給 与 費											
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	111	121	122	143	199	444	225	147	104	102	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
	(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-59	-59	-62	-63	-88	-97	-101	-80	-69	-70			

収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	14	9	-3	-5	5	0	0	23	41	42
積 立 金 (K)	3	3	9	0	0	0	0	20	37	40
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	4	15	18	5	0	4	4	2	5	6
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	15	21	6	0	5	4	4	5	9	8
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 (N)-(O)	15	21	6	0	5	4	4	5	9	8
	黒 字 (P)									
	赤 字 (Q)									
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	85.5	80.7	77.3	71.1	67.4	38.7	60.9	80.6	103.3	105.7
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	167	169	166	166	161	163	168	180	185	185
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
積 立 金 現 在 高	152	155	164	164	157	35	35	55	92	132
企 業 債 現 在 高	2659	2537	2415	2272	2073	1646	1417	1294	1185	1077
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	2659	2537	2415	2272	2073	1646	1417	1294	1185	1077
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分		56	51	49	43	58	56	26	3	2	0
	うち基準内繰入金	55	46	42	41	56	55	25	3	2	0
	うち基準外繰入金	1	5	7	2	2	1	1	0	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入等 うち赤字補てん的なもの	1									
資 本 的 収 支 分		67	71	60	82	118	260	131	76	50	51
	うち基準内繰入金	66	56	56	70	78	230	107	39	26	27
	うち基準外繰入金	1	15	4	12	40	30	24	37	24	24
	うち赤字補てん的なもの	1	15	4	12	40	30	24	37	24	24

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業）

（ 1 ）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)		
区 分													
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	224	221	215	209	219	219	193	183	187	185	
		(1) 営 業 収 益 (B)	167	169	166	166	161	163	168	180	185	185	
		ア 料 金 収 入	165	167	164	164	160	162	162	179	184	184	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	
		(2) 営 業 外 収 益	56	51	49	43	58	56	26	3	2	0	
		ア 他 会 計 繰 入 金	56	51	49	43	58	56	26	3	2	0	
	イ そ の 他												
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	151	153	156	151	126	122	92	80	77	73	
		(1) 営 業 費 用	46	50	57	59	42	41	38	36	36	36	
		ア 職 員 給 与 費	10	8	8	8	6	6	6	6	6	6	
		うち退職手当											
		イ そ の 他	36	42	49	50	36	35	32	30	30	30	
		(2) 営 業 外 費 用	105	103	99	92	84	81	55	45	40	37	
		ア 支 払 利 息	99	97	92	87	80	74	48	38	33	30	
うち一時借入金利息													
イ そ の 他	6	6	7	5	4	7	7	7	7	7			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	73	68	59	58	93	97	101	103	110	112			
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	587	73	61	83	127	383	132	82	59	62	
		(1) 地 方 債	325										
		(2) 他 会 計 補 助 金	67	71	59	82	118	260	131	76	50	51	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	183							5	8	10	
		(6) 工 事 負 担 金	7	1									
	(7) そ の 他	5	1	2	1	9	123	1	1	1	1		
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	646	132	123	146	215	480	233	162	128	132	
		(1) 建 設 改 良 費	535	11	1	3	16	36	8	15	24	30	
		うち職員給与費											
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	111	121	122	143	199	444	225	147	104	102	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
		(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-59	-59	-62	-63	-88	-97	-101	-80	-69	-70			

収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	14	9	-3	-5	5	0	0	23	41	42
積 立 金 (K)	3	3	9	0	0	0	0	20	37	40
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	4	15	18	5	0	4	4	2	5	6
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	15	21	6	0	5	4	4	5	9	8
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 (N)-(O)	15	21	6	0	5	4	4	5	9	8
	黒 字 (P)									
	赤 字 (Q)									
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	85.5	80.7	77.3	71.1	67.4	38.7	60.9	80.6	103.3	105.7
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	167	169	166	166	161	163	168	180	185	185
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
積 立 金 現 在 高	152	155	164	164	157	35	35	55	92	132
企 業 債 現 在 高	2659	2537	2415	2272	2073	1646	1417	1294	1185	1077
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	2659	2537	2415	2272	2073	1646	1417	1294	1185	1077
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分		56	51	49	43	58	56	26	3	2	0
	うち基準内繰入金	55	46	42	41	56	55	25	3	2	0
	うち基準外繰入金	1	5	7	2	2	1	1	0	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入等 うち赤字補てん的なもの	1									
資 本 的 収 支 分		67	71	60	82	118	260	131	76	50	51
	うち基準内繰入金	66	56	56	70	78	230	107	39	26	27
	うち基準外繰入金	1	15	4	12	40	30	24	37	24	24
	うち赤字補てん的なもの	1	15	4	12	40	30	24	37	24	24

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率	(%)	63.0	60.9	59.0	55.8	49.2	28.6	51.1	78.9	101.7	105.1
総収支比率(法適用)	(%)										
経常収支比率(法適用)	(%)										
営業収支比率(法適用)	(%)										
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	85.5	80.7	77.3	71.1	67.4	38.7	60.9	80.6	103.3	105.7
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	25.0	23.1	22.8	20.6	26.5	25.6	13.5	1.6	1.1	0.0
	うち基準内繰入金	98.2	90.2	85.7	95.3	96.6	98.2	96.2	100.0	100.0	
	うち基準外繰入金	1.8	9.8	14.3	4.7	3.4	1.8	3.8			
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの	1.8	9.8	14.3	4.7	3.4	1.8	3.8			
	資本的収入分	11.4	97.3	96.7	98.8	92.9	67.9	99.2	92.7	84.7	82.3
	うち基準内繰入金	98.5	78.9	93.3	85.4	66.1	88.5	81.7	51.3	52.0	52.9
	うち基準外繰入金	1.5	21.1	6.7	14.6	33.9	11.5	18.3	48.7	48.0	47.1
	うち赤字補てん的なもの	1.5	21.1	6.7	14.6	33.9	11.5	18.3	48.7	48.0	47.1

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定については、近隣市町村の状況や大口需要者である屋神温泉等の経営状況等を合わせて検討する。料金収入の見込みについては、水洗化による料金収入の増、景気低迷による屋神温泉等大口需要者の収入減が心配されるが現状の収入を維持できるものとする。平成20年度より企業誘致による増収、平成22年度より浪合地区の料金統一に合わせ料金改定を検討し増収を見込む。また未収金対策を立て収納率の向上・給水人口を増やし普及率の向上と共に収入の増を見込む。
2 他会計繰入金の見込み	起債の償還のピークが過ぎており償還額の減額分が一般会計からの繰入の減となる。平成19・20・21年度に繰上償還（阿智分391,418千円・清内路分43,018千円）を行うことにより平成21年度から一般会計からの繰入が不要となる見込みである。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	建設後20年を経過した、水道設備・機器の老朽化が見られこれら施設の修繕・機器の更新を計画的に行う。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容																		
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="145 296 611 1091"> <tr> <td data-bbox="145 296 611 424">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="611 296 786 424"></td> <td data-bbox="786 296 2136 424">平成18年1月1日旧浪合村との合併により、職員数は、10年前の水準に戻ったため、新規採用職員の抑制（退職不補充）等により適正な定員管理に努めている。水道担当職員についても、旧浪合村との合併時に2名になったものを平成18年度より1名に減員している。平成21年3月31日旧清内路村との合併後も1名体制で維持管理を行っていく。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 424 611 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="611 424 786 531"></td> <td data-bbox="786 424 2136 531"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 531 611 671"> 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 </td> <td data-bbox="611 531 786 671"></td> <td data-bbox="786 531 2136 671">地域給与制度の導入に伴い給与水準の見直し 年功的な給与上昇を抑止して、職務・職責の応じた給料構造の適用 勤務実績をより適格に反映し得る昇給制度、勤勉手当制度の導入</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 671 611 812"> 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 </td> <td data-bbox="611 671 786 812"></td> <td data-bbox="786 671 2136 812">水道会計では技能労務職は採用していない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 812 611 952">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="611 812 786 952"></td> <td data-bbox="786 812 2136 952">平成16年度以降運用していない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 952 611 1091">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="611 952 786 1091"></td> <td data-bbox="786 952 2136 1091">一般会計で対応している。 一般会計では平成17年度より互助会への補助を1人当たり10,000円から5,000円に減額している。</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況		平成18年1月1日旧浪合村との合併により、職員数は、10年前の水準に戻ったため、新規採用職員の抑制（退職不補充）等により適正な定員管理に努めている。水道担当職員についても、旧浪合村との合併時に2名になったものを平成18年度より1名に減員している。平成21年3月31日旧清内路村との合併後も1名体制で維持管理を行っていく。	給与のあり方			国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		地域給与制度の導入に伴い給与水準の見直し 年功的な給与上昇を抑止して、職務・職責の応じた給料構造の適用 勤務実績をより適格に反映し得る昇給制度、勤勉手当制度の導入	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		水道会計では技能労務職は採用していない。	退職時特昇等退職手当のあり方		平成16年度以降運用していない。	福利厚生事業のあり方		一般会計で対応している。 一般会計では平成17年度より互助会への補助を1人当たり10,000円から5,000円に減額している。		
地方公務員の職員数の純減の状況		平成18年1月1日旧浪合村との合併により、職員数は、10年前の水準に戻ったため、新規採用職員の抑制（退職不補充）等により適正な定員管理に努めている。水道担当職員についても、旧浪合村との合併時に2名になったものを平成18年度より1名に減員している。平成21年3月31日旧清内路村との合併後も1名体制で維持管理を行っていく。																		
給与のあり方																				
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		地域給与制度の導入に伴い給与水準の見直し 年功的な給与上昇を抑止して、職務・職責の応じた給料構造の適用 勤務実績をより適格に反映し得る昇給制度、勤勉手当制度の導入																		
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		水道会計では技能労務職は採用していない。																		
退職時特昇等退職手当のあり方		平成16年度以降運用していない。																		
福利厚生事業のあり方		一般会計で対応している。 一般会計では平成17年度より互助会への補助を1人当たり10,000円から5,000円に減額している。																		
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="145 1219 611 1495"> <tr> <td data-bbox="145 1219 611 1359"> 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 </td> <td data-bbox="611 1219 786 1359"></td> <td data-bbox="786 1219 2136 1359"> 担当職員1名体制で運営を行っている。 民間委託については、施設管理は費用、委託先がない等の問題もあり現在は村で行っているが水質検査、検針業務については委託している。施設管理についても検討していく。 維持管理費の節減については、効率的な維持管理を研究し削減を図る。 老朽施設・設備の修繕・更新が必要となっており、これらの経費縮減を図るため施設の見直しを行い計画的な修繕・更新計画を立てる。 地方債の発行は極力行わないようにする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1359 611 1495"> 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 </td> <td data-bbox="611 1359 786 1495"></td> <td data-bbox="786 1359 2136 1495">水質検査業務は検査機関、検針業務は個人と業務委託をしている。</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		担当職員1名体制で運営を行っている。 民間委託については、施設管理は費用、委託先がない等の問題もあり現在は村で行っているが水質検査、検針業務については委託している。施設管理についても検討していく。 維持管理費の節減については、効率的な維持管理を研究し削減を図る。 老朽施設・設備の修繕・更新が必要となっており、これらの経費縮減を図るため施設の見直しを行い計画的な修繕・更新計画を立てる。 地方債の発行は極力行わないようにする。	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		水質検査業務は検査機関、検針業務は個人と業務委託をしている。														
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		担当職員1名体制で運営を行っている。 民間委託については、施設管理は費用、委託先がない等の問題もあり現在は村で行っているが水質検査、検針業務については委託している。施設管理についても検討していく。 維持管理費の節減については、効率的な維持管理を研究し削減を図る。 老朽施設・設備の修繕・更新が必要となっており、これらの経費縮減を図るため施設の見直しを行い計画的な修繕・更新計画を立てる。 地方債の発行は極力行わないようにする。																		
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		水質検査業務は検査機関、検針業務は個人と業務委託をしている。																		

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		課題 について、維持管理費のコスト節減を図りながら適正な料金水準の検討を行い必要に応じ料金の改定を行う。また平成22年度旧浪合村の料金体系の統一に合わせ料金改定を検討する。 課題 について、未収金対策を立て収納率の向上を図る。現在徴収係を設置し専門的に徴収業務にあたっている。また年3回全職員による個別徴収を行っている。 課題 について、現在村では若者定住、人口増の取り組みとして企業誘致を進めている。この施策により料金収入の増収が見込まれる。また水道未接続家庭の加入促進を行い普及率の向上と料金収入の増を図る。 売却可能資産はありません。
料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		課題 について、近隣市町村と比べても平均的な料金設定であり、今後も他の市町村の状況、また大口需要者の経営状況の改善等を見る中検討を行う。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		ホームページ・広報誌を基本として公開、各地区で行われている行政懇談会、広報説明会において情報提供並びに意見要望を聞く場を作っている。行政評価委員による事務事業の審査により予算等に反映している。またCATVを使うなどさらなる工夫を検討中
経営健全化や財務状況に関する情報公開		村政懇談会、広報説明会を活用し住民にわかりやすく周知し意見要望を聞いている。
行政評価の導入		事務事業評価書を行政評価委員により審査、結果を次年度予算において反映(平成14年度より実施済み)
5 その他		上下水道整備審議会を開催し料金改正・施設整備・財政状況等の検討を行う。(毎年1回開催)

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成15年度から職員体制を2名から1名に減員し維持管理を行っている。浪合村・清内路村との合併後も職員1名体制で行っており、これ以上の減員は難しい。公務員制度改革を踏まえ評価制度を導入し給与に反映する等更に検討し、改革を推進する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	課題 について、供給単価に見合うよう、平成22年の浪合地区の料金統合に合わせ料金改定を検討する。 課題 について、老朽施設の修繕・更新が必要な施設・設備の再点検を行い維持管理費のコスト削減を図り計画的な修繕・更新を行う。 課題 について未収金対策をたて収納率の向上を図る。現在徴収係を設置し専門的に徴収業務に当たっているまた、年3回全職員による個別徴収を行っている。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	平成19・20年度は繰り上げ償還の為に基準外繰出を予定しているが、平成21年度以降は必要なくなる。維持管理コストの節減・未収金対策により一般会計からの繰入は極力行わない。
4 その他	課題 について、企業誘致を進めるため平成19年度に施設整備を行う。また、水道未接続家庭の加入を促進し普及率の向上と共に料金収入の増を図る。平成21年度より老朽化による水道施設の改修のため一般会計より基準内繰入を見込んでいます。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年間の間に実施したものに限り)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が半年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。)。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率					(清内路) 28.6		0	0	(清内路) 22.3	(阿智) 3.0	0	
	改善額(料金の適正化)※1						4			2	7	7	16
	未収金の徴収対策	2	2	1	3	1		2	2	2	2	2	
	改善額							1	1	1	1	1	5
	一般会計負担金の額									1	2	3	
	改善額(負担金の確保等)									1	2	3	6
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他(企業誘致・水洗化)							1	6	17	17	17	
	改善額							1	6	17	17	17	58
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	10	8	8	9	6		6	6	6	6	6	
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	2	1	1	2	1		1	1	1	1	1	
	増減数(人)	0	-1	0	0	-1		0	0	0	0	0	0
	維持管理費等	32	39	43	46	31		31	27	26	25	26	
	改善額(適正化)								4	6	7	6	23
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他(起債償還の削減)					10.6		9.0		13.8			
	改善額					11		4		9			13
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1854	1749	1634	1516	1397		1014	836	765	709	655	
	増減		-105		-115	-118		-383	-178	-71	-56	-54	
	計画前5年間改善額 合計												121
	改善額 合計												82
	(参考) 補償金免除額												

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。

注3 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注4 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注5 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注6 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	7.5	7.5	7.4	7.4	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1
年間総有収水量(千m ³)	1101	1112	1101	1065	1060	1074	1117	1174	1174	1174
公称施設能力(m ³ /日)	4264	4221	4221	4221	4221	4221	4221	4221	4221	4221
1日最大配水量(m ³ /日)	4879	5245	5095	4643	4707	7712	7712	7712	7712	7712
最大稼働率(%)	114.42	124.26	120.71	110.00	111.51	182.71	182.71	182.71	182.71	182.71
供給単価(円/m ³)	149.86	150.18	148.96	153.99	150.94	150.84	145.03	152.47	156.73	156.73
給水原価(円/m ³)	237.97	246.40	252.50	276.06	306.60	527.00	283.80	193.36	154.17	149.06

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

現在の6つの簡易水道の統合計画を平成19年度に作成、平成28年度に統合の予定で検討中